

## 平成27年度 第1回いじめ対策審議会（議事概要）

- 1 日時 平成27年10月27日（火） 15:00～17:00
- 2 場所 兵庫県民会館 7階 鶴
- 3 出席者 (1) 委員 7名  
(2) 県教育委員会、知事部局 13名

### 4 会議の概要

- (1) 兵庫県におけるいじめの状況について  
事務局から報告後、意見交換
- (2) 「いじめ防止対策推進法に基づく組織的な対応及び生徒の自殺予防について」（8月4日付け文科省通知）を受けての兵庫県の点検結果について  
事務局から報告後意見交換
- (3) いじめ防止の取組について  
事務局から報告後意見交換

### 5 発言要旨

- (1) 兵庫県におけるいじめの状況について
- (2) 「いじめ防止対策推進法に基づく組織的な対応及び生徒の自殺予防について」（8月4日付け文科省通知）を受けての兵庫県の点検結果について

#### 【委員】

・今回の文科省の見直しの背景に、いじめに対する定義とそれに対する理解の仕方が様々であることにともない実態と乖離していることで、矢巾町が典型的な事例として出てきたということがある。推進法の定義によると認知の幅は広がるはずである。現場の認知が法律に基づいた認知にはまだ至っていないという状況で、カウントする方の認知に非常に大きな差がある。このことについて、兵庫県の現場への指導助言の仕方も含めて、お考えをお聞かせいただきたい。

#### 【事務局】

・各都道府県が法に基づいて行うことが基本と考える。もう一つは、県も基本方針をつくっているが、発達段階に応じて同じ事象であってもどうとらえるのかという問題がある。例えば、小学生のからかいと、高校生のからかいとをどう捉えるかというところに現場の教員の感覚の違いがあり、それを我々が指導していくべきと考える。十把一絡げでくくるのも危険であると認識している。

#### 【委員】

・文部科学省の基本方針の中では疑わしいもの全てに対応するとある。現場では、この疑わしいものといじめの有無を判定することの二つの事象を切り分けるなり、並行するなりといったやり方で対応する方法がある。今の説明ではこの二つが混じっている。このことについてはどう対処するのか。  
・いじめのカウントは教育行政の基本資料とするものである。それが即いじめとして判定できるかできないかということによって、対応するかしないかという出発点にはならない。

#### 【事務局】

・即座に保護者に連絡し、家庭と協力の上で、指導していくことも必要である。他の教員も入り、生徒に聞き取りをする場合もある。伝えるべき所には伝え、そこから調べていくことになる。  
・加害者側がやってないと言い続けたとしても、全体を見て、学校側がこれはいじめと判断すべき場合はいじめと判断して、きちんと指導していく。  
・グレーな部分については、疑わしいとして指導する。それを認知して件数としてあげていくということは、学校の判断と、県が聞き取って判断する。そこの判断によって他府県との数字に違いができていと認識している。

#### 【委員】

・重大事態発生により調査機関を設置したところがあったと思うが、その件について説明いただきたい。

#### 【事務局】

・資料には重大事態発生は4件あるが、各市教委からの報告によると再調査は実施していない。最初の当該学校の調査で終わっている。

**【委員】**

- ・今年度になってからも新聞に掲載がされた件があったと思うが、その報告はどうなっているのか。

**【事務局】**

- ・本年度になってからの重大事態は1件報告があり、部活動に関わる重大事態と聞いている。

**【委員】**

- ・対応が遅いように感じる。兵庫県で本年度唯一起こった重大事態として考えると、早く対応するという指導も必要ではなかったのかと思っている。

**【委員】**

- ・迅速な対応がなければ、いじめはエスカレートしていく。重大事態に至るまでにどういう対応がなされたかを押さえておく必要がある。迅速に対応しながら、学校の体制の立て直しをはかり、それ以前の段階の状況を踏まえながら、加害者と被害者をどう支援していくのかという方針を迅速に立てていかないと、いじめ問題というのはなかなか収まっていけない。県としてもしっかり指導や支援をしていただきたい。
- ・問題行動等調査は、法に基づく調査であり、その結果は行政資料の位置づけを持っている。したがって、認知件数にしても、我々が教育界内部で認識している、あるいは社会が認識している実態に正確に近づける数値でなければ、適切な行政施策は出てこない。ましてやいじめというものは非常に見えにくい、見ようとしなければ見えない、だから見なければ実数として低い。低ければ対応は打たれなくなる。こういう社会の悪循環を十分踏まえながら対応していかなければならない。

**【委員】**

- ・学校の先生は基本的に生徒を性善説に基づいて育むということを基本にされていると思う。いじめの事象が出た場合、加害者と被害者というようになるかも知れないが、どちらも先生にとっては大切な生徒として性善説で見ていると思う。その一方で、隠れているいじめに早く気付かなければならない、この人もあの人もひょっとしたらいじめているのではないかという形で、生徒に接するというのは、なかなか学校の先生の感性としては難しいのではないか。確かに、重大な事象を見逃すのはまずいと思うが、担任やいろいろな先生が見逃さないように、いわゆるいじめパトロール隊のような関わりを、同じ人間がするのはなかなか難しいのではないか。そここのところの理解を保護者の方とかマスコミも含めて社会に求めるというのも大事ではないかと思う。
- ・世の中いろいろな問題があり、常に教育にその解決を求めることが多い。教育関係の方々は、それに対して一生懸命されているが、こういうところが大変だという主張も大事ではないか。

**【委員】**

- ・指導とリスク管理とを担任や個々の教員それぞれが担うとことは大変困難なことである。だから、先生方のその性善説の中で、おかしいな、おやっというものがあれば、学校の組織に報告をする。そして、組織の中でリスク管理の観点から一つの時系列的な対応策を立てていく。それが組織的、系統的な対応策と言われるものであり、法律や基本方針の中でいう学校の設置する組織にゆだねられた重大な任務なのである。
- ・リスク管理をどうしていくのかという面から、今回文部科学省がかなり厳しい線を出してきた。教育委員会や学校のリスクの在り方、管理の在り方をもう一度見直していただきたいという思いからである。その発信の仕方と受け止め方の間に溝があり、今回はそれが通知文に現れており、なかなか通じていない。認知件数については各都道府県の差は30倍ぐらいであったが、なぜこのような差になるのか。慣れというのであれば、また批判の対象にもなる。そして、巻き込まれた子どもの対応のリスクにもなる。教育側としては、そういう問題を改めて社会の認識も含めて理解しなければならない。
- ・リスク管理というものをしっかりと管理職を中心として実施する。教育委員会には、学校を設置している義務として、研修なり、あるいは指導・支援なりをしていただかなければならないと思う。

**【委員】**

- ・学校も「いじめ防止基本方針」を作成しており、それに関わるチームを特別支援の校内委員会と合体させた組織にし、定期的な会合を持っている学校もある。組織を新たにではなく、日常の中の組織を上手に活用して、常に平常におけるリスクに気付く力を普段から吸い上げるシステムが大事なのではないかと思っている。発達障害やグレーゾーンの生徒たちに関わるいじめやトラブルもあるので、特別支援関係といじめ対応チームとを合体させた組織改編はうまく機能している。
- ・また、専門的知識を持っている教員が少ないこともあるので、スクールカウンセラーやキャンパスカ

ウンセラーによる専門機関への橋渡しが必要と考える。

### (3) いじめ防止の取組について

○「平成 27 年度いじめ防止対策関連施策の概要」

#### 【事務局】

- ・いじめ防止のための推進体制の整備のために、兵庫県いじめ対応ネットワーク会議として①いじめ対応全県ネットワーク会議を 6 月 12 日に開催、②いじめ対応地域ネットワーク会議を地域ごとに年 2 回開催している。
- ・いじめ未然防止として、いじめ防止啓発チラシ 69 万枚を、本年 4 月に県下の全保護者や図書館等の関係機関に配布した。
- ・心の教育総合センターの運営については、平成 25 年～平成 26 年まで「いじめ未然防止プログラム」の研究。今年度は「いじめ未然防止プログラム」の普及と実践を行っている。
- ・いじめ早期発見については、スクールカウンセラーを全中学校に配置し、小学校では、今年度拠点小学校への配置を拡充している。高校では、キャンパスカウンセラーを全県立高校に配置し、おおむね週 1 回の相談日を確保している。その他の相談窓口としては、青少年課や県警青少年育成課にも相談窓口を設置し、早期発見に繋げるようにしている。
- ・早期対応については、「学校支援チーム」や「高等学校問題解決サポートチーム」を設置し、学校の早期対応をサポートしている。

○「いじめ未然防止プログラム」（心の教育総合センター）の取組状況について

#### 【事務局】

- ・平成 25 年度より児童生徒自らでいじめを防止できる資質、能力を育むことを狙いとしたプログラムの作成を行ってきた。聞き取り調査や実態調査などの結果をもとにいじめ未然防止にかかる資質、能力を育むことを狙いとした 34 種の授業案と 10 種の取組例を作成し、「いじめ未然防止プログラム」としてまとめた。本年 4 月より県立教育研修所の Web ページで提供を開始している。
- ・プログラムの普及に向けた取組について、①教育研修所の研修や各学校のプログラム実践を支援するための出前研修、②県教育委員会発行の月刊「兵庫教育」による紹介を行っている。
- ・プログラムの活用状況は、小学校では「あったか言葉」、中学校では「オリジナルボールゲームを発明しよう」、また高校では「傾聴・共感体験」等が実施されている。
- ・いじめ未然防止に係る研究内容と進捗状況について、①新規に授業プランを 5 つ追加する。現在、作成するプランのテーマ及び内容を検討中である。②いじめ未然防止に係る資質・能力が自校の児童生徒にどれくらい身に付いているかを把握するため「実態調査アンケート」を作成し、授業プランを適切に選択しやすくするための支援ツールとする。現在、各学校で実施していただいている段階であり、今後結果を集約し、統計的な分析を行い、質問項目を決定し、平成 28 年度の実用化を目指している。③プログラムの充実に向けた聞き取り調査を実施する。現在実施中である。
- ・平成 28 年度の研究実施案については、授業者がプラン内容を正確にイメージし、効果的な実践ができるような教師用補助資料を作成したいと考えている。先ほどの聞き取り調査の結果をもとに検討していく予定である。また、授業プランの追加作成も継続して行い、プログラムの充実を図る。

#### 【事務局】

- ・授業と特別活動を組み合わせたプランの例として、HR 活動中で行う「ダイヤモンドランキング」という活動がある。一つのテーマについて多数決ではなくて全員のコンセンサスが得られるまで話し合い、最後まで多数決で決めないという授業の取組例である。そして、実際に合唱コンクールの曲決めや、練習の方法についての議論に応用していく。それを教師がどのように促していくのかということとを教員研修で学ぶ。

#### 【委員】

- ・高校生の政治活動についての問題が課題となっている。先ほどのコンセンサスということについて、集団の意志決定を視野に入れて、民主主義的な集団の意思決定の在り方がどういうものか考えさせるということも一つの重要な要素である。集団で多様なものを許容・共存しながら一つの方向を集団として出していく。そういう民主主義的な手続きというものを学ぶということが政治的素養である。そのことを少し意識してやっていただきたい。

**【委員】**

- ・いじめの未然防止にいろいろな方策を考えられているのはよく分かるが、やはりいじめる本人への指導が大切である。「兵庫県におけるいじめの状況について」の「いじめる児童生徒への対応」を見ると、かなり「指導」を重視しているが、一方でスクールカウンセラーのカウンセリングが少ない。攻撃的な行動をする子どもの心には、ものすごい怒りの感情がある。だから長いカウンセリングの中でそれが全部出てきたとき、それが自分の中で明らかな問題になったとき再発を防ぐことができる。そういうことを考えると、未然防止の中にそのようなことを入れていただく必要があると思う。

○「私立学校の取組について」

**【事務局】**

- ・いじめの認知件数と解消率について、小学校が平成26年度では22件、解消率は77.3%、中学校は78件で94.9%、高校が53件、100%となっている。
- ・生徒1,000人あたりの認知件数について、小学校、中学校は6.1件、高校は1.4件となっている。
- ・いじめの態様について、「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が各校種で一番多くなっている。全体で66.7%。その次が「仲間はずれ、集団による無視をされる。」「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする」が続いている。高校では、「パソコンや携帯電話等でひぼう・中傷や嫌なことをされる」というのが大きな数字になっている。
- ・私立学校ではいじめ防止基本方針の策定といじめ防止等の組織の設置は全校で対応済みである。また、私学総連合会で教職員研修を様々な形で実施している。

**【委員】**

- ・兵庫県では私学の先生方が県立あるいは義務教育の公立の教員研修に加わっているとか、それを活用されているということはあるのか。

**【事務局】**

- ・一般研修は県立教育研修所の研修に参加していただいて結構ですと毎年案内させていただいている。
- ・生徒指導に特化したものでは、各地域の生徒指導協議会において、特別支援学校も私立高校も一緒に入って生徒指導部長間で話し合いをしている。

**【委員】**

- ・私学は研修の機会が限られている。子ども達は同じ国民だが、公立へ行く子も、私学へ行く子もいる。先生方の質の向上に関してはもう少し機会を広くとらえて、教育委員会サイドと部局との違いはあると思うが、工夫していただきたい。

**【委員】**

- ・私学では、いじめの事後対応をアンケートで集計されていないのか。

**【事務局】**

- ・同じ文部科学省調査なので調査はしているが、基本的に学校法人が調査を行っているので、資料の詳しさに違いがある。

○「青少年課の取組について」

**【事務局】**

- ・国が「ほっとらいん相談」として、引きこもりやいじめ、不登校に対する全年齢を対象とした相談窓口を設けている。30代、40代の方々のネット引きこもりの割合が高い。引きこもりの長期化、高年齢化が顕著に見られる。
- ・「青少年のネットトラブル未然防止大作戦」として、スマホの適切な使い方やネット利用に関する情報提供等を青少年や保護者の方に啓発していこうと、「スマホ・サミット in ひょうご」を12月19日に予定している。その中で小・中・高約3,000名のアンケート調査をもとに、スマホやネットトラブルに関して「ひょうごスマホ宣言」を発表し、地方青少年本部等の活動に役立てていただくという取組である。

○ 全体協議

**【委員】**

- ・私学総連合の研修会で発達障害がテーマになっていたが、発達障害は保護者も気付いていない場合が

多い。念頭に置いておく対応に幅ができるのではないかと思う。特別支援学級とかに入っていると周りの人もそのように認知して理解する訳だが、知的レベルがそんなに低くなくて、普通学級などにいる場合、結構いじめられたり、いじめる側になったり、あるいはかなり暴力をとまなうような場合もある。その辺りを理解していただくことが非常に大事だと思う。頭の片隅に入れておく対応が早くできるのではないかと思う。

#### 【委員】

- ・私学の場合、そういう発達障害への支援が非常に強い学校もあるが、学校の中だけでまかなうには難しいという状況もある。私学総連の研修で180人参加と大きいウエイトを占めているというのは、非常に重要な項目だと思っているからだと思う。できる限り県の方とうまく連動して対応できるような体制を考えた方がいいのではないか。

#### 【委員】

- ・矢巾町の件について、学校調査の報告書を読んでいると、校長は学校が落ち着いているという認識に立っていた。その根拠は挨拶ができて部活動が盛んであるということだった。部活が盛んで挨拶ができれば落ち着いているという判断の根拠は何なのかという認識を、個人として、組織としてどれだけ問えるかが重要ではないか。いじめかどうかという判断も自分が当たり前と思っている価値観の中で進めてしまっている。もう一度、法ができた背景や法の定義と照らし合わせながら、自分たちの認識を問うことが必要ではないか。
- ・施策ということになると、〇〇プログラムとか〇〇フォーラム等が出てくるが、大切なのは授業だと思う。授業の中で、いじめ防止につながるようなことが、どのように教員、あるいは教員と生徒の関係の中で意識されているか。学力差があったり、理解の違いがあったりということ、どう受け止めていくのか。あるいは、授業の中に内在する生徒指導というものもある。授業の中でいじめの問題をどう考えたらよいのかということを考えるべきだと思う。

#### 【委員】

- ・先ほどの意見はU理論と言い、見ることに限って、始めから自分の中で、これを見ようと自分の思いの中で固まってしまい、それを習慣化している。これを洗い直さないと、そこから新たなものは見えてこないということである。私たちのいじめの理解の枠組みを改めて問い直してみるということ、学校中で、先生方でお互いに話し合ってみて、やっていくということも必要である。
- ・授業の中でどういう具合に意識化していくか。東京都はチェックシートを持っており、自分たちが学校で立てた基本方針を自分たちの日頃の教科や取組の中でどれだけ工夫して反映させて努力しようとしているのかということをチェックの一項目に入れている。基本方針のプログラムが実効性を持つためにも工夫をしていただきたい。

#### 【委員】

- ・学校いじめ防止基本方針や地方いじめ防止基本方針をこれから策定される場所があると思う。策定ありきではなく、運用ありきだと思うので、改正すべき所は改正しなければならない。ホームページで見ると、何年度作成バージョンのものか分からないものがある。運用がうまくいってなかったら改訂ということになると思うので、何かそういうことを示すべきではないか。
- ・全校の基本方針をチェックするわけにはいかないと思うが、せめて地方のいじめ防止基本方針は、県でチェックして、わかりやすい形で指導ができればいいのではないか。
- ・重大事態がおこっても慌てて準備するのではなく、委員会を設置していないところもあるので、設置の形ぐらいは持っておくべきだと思う。素早く動ける体制というのが必要だ。そういったことも県の方から話していただければありがたい。

#### 【委員】

- ・いじめの解消状況について、何か月で解消したかというのは質問されていないのか。何か月ぐらいでいじめ解消と判断しているのかというのを情報提供いただいたら、審議会で本当にそれが適切かどうか検討できるのではないか。
- ・重大事態について差し支えない範囲で事例を教えてもらえたら良いと思う。

#### 【委員】

- ・全国の解消率の数字を見ると、あまりにも高過ぎる。謝罪をしたからそれで解消だとか、謝罪の会を設けたということで解消というケースが非常に多い。引き続き継続して見守っているという数字が高い方が本来のいじめの性質に沿っているのではないか。フォローアップはいじめの場合非常に大切な。

- ・いじめの解消の場合、「救済」と「回復」という二つの段階がある。「救済」というのは、その場面から子どもを切り離し、安全なところへ持って行くことである。そして、その過程でいろいろな傷を負った、心にいろいろな問題を抱え、成長に問題が出てくる、あるいは社会的自立に対して悪い影響を及ぼす。これをいかにして「回復」してやるか。こういうプロセスを教育の場合は考えていかなければならない。

**【委員】**

- ・高校はなかなか地域からの情報が伝わってこないところがある。むしろ、小中の方が進んでいるところもあるので、今後、小中高の連携というのは、先ほどの発達障害の生徒の情報もそうだが、これから大事になるのではないかと思う。

○閉会

**【委員】**

- ・この審議会は推進法ができあがり、基本方針が出て、それから立ち上げていただいた。来年度は推進法の見直しに入る。それに続いて基本方針、おそらく改正点、変更点があれば見直していくことになる。
- ・このあたりでそろそろ3年間を振り返り、総括をしていかなければならないと思う。そして、その総括に基づきながら、国がどういう法律をつくるかに関わらず、兵庫県の出した基本方針と様々なプログラムを改めて検討する機会を持つべきだと思う。
- ・今日はいろいろデータをいただき、そこから表れてくる様々な課題というものを委員の皆様それぞれにご発言いただいた。この点も含めて、これから次のステップへどう進めていくかということをお考えいただきたい。我々も改めて兵庫県のいじめ防止対策を振り返ってみて、どういう課題が浮かび上がるかということを中心に考えていきたいと思う。